

仏教保育

伝えよう 生命の尊さ ほとけの心

12
DECEMBER

選択の決断迫る

子どもも子育て関連3法が成立し、幼稚園を保育所化する新たな幼保連携型認定こども園制度が作られようとしている。私立幼稚園は平成27年3月末までに、私学助成で残るのか、施設型給付制度に入りなのかの選択を迫られている。施設型給付ならば、新たな幼保連携型認定こども園か、幼稚園型認定こども園か、幼稚園のままで施設型給付に移行するかの選択もしなければならない。

私学助成で残る場合、将来的に私学助成が減額されるかのように伝えられているが、この補助金は私学振興助成法上の補助金であり、簡単に廃止されるものではない。自民党政権は様々な施設がお互い競争することを是としており、こども園という単一制度に移行することはない。ただ、私学助成は政策経費としての補助金である。義務的経費としての性格を持つ施設型給付の方は安定財源として制度設計されている。現在、全日本私立幼稚園連合会では自民党政府に私学助成を施設

型給付の公定価格と同水準にする法案を作成し、どの施設にいる子どもも平等に法的補助が受けられるよう求めている。私学助成と就園奨励費で施設型給付と同じ水準が得られるような制度を提案している。

また、私学助成で残る幼稚園に在籍する、仕事を持っている保護者に対して、2号認定の子どもと認定こども園か、幼稚園型認定こども園か、幼稚園のままで施設型給付に移行するかの選択もしなければならない。

私学助成で残る場合、将来的に私学助成が減額されるかのように伝えられているが、この補助金は私学振興助成法上の補助金であり、

施設型給付の場合、公定価格は安定的に保障される。しかし、保護者負担について各園で決定することはできず、市町村が決定する。

施設型給付の場合は、現在の委託費を施設

保育所は、現在の委託費を施設

型給付とみなすことになっている。

このことは求めていないが、

各保育所に支給されている委託費

が下回ることはないであろう。

しかし、各自治体は保育所の保護者

負担軽減措置を実施しており、国

が示す保護者負担をそのまま保護

者に求めている市はない。各市町

村の自主財源の中から負担軽減

を行っている。保育所は、こども園

にならず保育所でいる限りこの輕

減措置が継続される。一方こども

園の保護者負担は市町村の子ど

も・子育て会議で、国が示す保護

者負担をもとに決定される。こういっ

た構図になれば公定価格は同じで

あつても、保護者負担は異なると

いうことが起こる。保育所とこども

園は同じ条件でなく、保護者負担

のハンデを負って競争しなければな

らない。保護者負担を同じにする

には、各市町村の子ども・子育て

会議で、現在の保育所保護者負

担と同じ負担が決定されなければ

ならない。この場合、市町村は自

主財源で保護者負担軽減を行わ

なければならないことが想定される。

また、公定価格や保護者負担国

基準が示されるのは、平成26年4

月に予定されており、次年度募集

要項を決定しなければならない8

月までに、市町村の公定価格及び

保護者負担が正式決定されていな

いことも想定される。無理なケジュー

ルで、判断材料が整わないまま私

立幼稚園は将来を判断しなければ

ならない。施設型給付に移行する

のも、私学助成で残るのも自由な

限りを定めて決定しなければ

ならない」ということに問題があり、

全日本私立幼稚園連合会では、

27年4月以降のどの時期であつて

も施設型給付に移行を決定でき、

それまでは私学助成を継続できる

よう政府に要望している。

状況傍観も適切か

いずれにしても、私立幼稚園がどう判断をするのが適切であるかといふ判断材料があまりに少なすぎるので、私学助成に残るか、施設型給付に移行するかを同条件で判断する材料が整う。国の意向によると制度変更なので、同じ条件が整うことを新制度了解の第一条件としている。

施設型給付の場合、公定価格は保護者負担について各園で決定する。

施設型給付の場合は、現在の委託費を施設

保育所は、現在の委託費を施設

型給付とみなすことになっている。

このことはできず、市町村が決定する。

施設型給付の場合、公定価格は保護者負担

が下回ることはないであろう。

しかし、各自治体は保護者負担をそのまま保護

者に求めている市はない。各市町

村の自主財源の中から負担軽減

を行っている。保育所は、こども園

にならず保育所でいる限りこの軽

減措置が継続される。一方こども

園の保護者負担は市町村の子ども・子育て

会議で、国が示す保護者負担をもとに決定される。こういった構図になれば公定価格は同じで

あつても、保護者負担は異なると

いうことが起こる。保育所とこども園は同じ条件でなく、保護者負担

のハンデを負って競争しなければならない。保護者負担を同じにするには、各市町村の子ども・子育て

会議で、現在の保育所保護者負担と同じ負担が決定されなければ

ならない。この場合、市町村は自

主財源で保護者負担軽減を行わ

なければならないことが想定される。

また、公定価格や保護者負担国

基準が示されるのは、平成26年4

月に予定されており、次年度募集

要項を決定しなければならない8

月までに、市町村の公定価格及び

保護者負担が正式決定されていな

いことも想定される。無理なケジュー

ルで、判断材料が整わないまま私

立幼稚園は将来を判断しなければ

ならない。施設型給付に移行する

のも、私学助成で残るのも自由な

限りを定めて決定しなければ

ならない」ということに問題があり、

全日本私立幼稚園連合会では、

27年4月以降のどの時期であつて

も施設型給付に移行を決定でき、

それまでは私学助成を継続できる

よう政府に要望している。

いずれにしても、私立幼稚園がどう

判断をするのが適切であるかといふ

判断材料があまりに少なすぎるので、

公定価格や保護者負担がどうなるかといふ

判断材料があまりに少なすぎるので、

公定価格や保護者